

府立体育館・公民チャレンジ提案に係る質問及び回答

1 施設管理等関係

| 質 問 | 回 答 |
|--|--|
| 1 各設備機器のメーカー及び仕様をお教え下さい。 | ○ 各設備機器については、別紙のとおりです。 |
| 2 業務仕様書における除外作業とは、指定管理者業務外という考えでよろしいでしょうか。 また、それに除外作業伴う立会いも指定管理者業務外でよろしいでしょうか。 | ○ 資料5、「5 業務内容」の「除外作業」は、施設保守管理業務（11,875,500円）には含まれていませんが、指定管理者の業務となります。なお、経費は資料4の中に、自家用工作物点検業務、一般放送設備点検業務、非常用放送設備点検業務、エレベーター保守点検業務として明記しています。 |
| 3 ガス焚吸収式冷温水発生機の容量（トン）をお教え下さい。 | ○ 三菱重工製 300USRT 冷房能力 907,200kcal/h 暖房能力 831,000kcal/h |
| 4 ガス焚吸収式冷温水発生機の前年度業務委託費をお教え下さい。 | ○ 基準書・資料4に記載のとおり、電気設備等を含む施設管理業務委託契約額は、「11,875,500円」となっています。 |
| 5 資料5「保安管理業務仕様書」の3「業務時間、業務体制」について、常時2名体制とあるが、これは2名の警備員で勤務し、交互に休憩を取得しても（休憩中の稼働人員は1名となる）よいのか。 また、その場合はどの程度の時間可能か 年末年始について午前8:30から10:00まで常駐とあるが、2時間だけ配置を行うということか。2時間だけの理由は？ | ○ 御指摘のとおり。なお、休憩時間については、法律に定められています。 また、「保安業務仕様書」P1-3業務基準、業務体制、「保安管理基準」のP4の年末年始の対応は、午前8：30から午前10：30までの2時間で館内外の巡回による点検を行っていただくものです。 |

| | |
|---|---|
| <p>6 資料4「平成18年度施設維持管理業務（委託業務）」の保安管理業務について、年間5,028,975円とあるが、仕様書を見る限り常時2名以上の勤務とあり、最低の2名であっても一人平均250万円程度の計算になる。（3名のローテーションの場合、170万円を下回る） 委託業者より従事者に支払われる金額はさらに少ない金額と思われる。 250万円未満（もしくは170万円未満）という数値は一人の年収としてはかなり低い数値であると判断できるが数値に誤りはないか。</p> | <p>○ 委託金額に誤りはありません。</p> |
| <p>7 清掃管理のうち以下の清掃についてはどのようにお考えか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雑配管清掃、汚水層（湧水槽）清掃、空調設備及び空調ダクト清掃、 ・ レストラン内厨房の清掃（グリストラップ、レンジフード及び換気扇）。 ・ 屋外植栽に対する剪定作業等、植木の手入れ ・ 大規模行事における清掃は、イベント主催者と委託業者が直接協議するのか ・ 夜間の清掃作業は行えないのか。 ・ ゴミ袋の消費量は現在、概ねどの程度なのか。また、ゴミ袋の指定は。 ・ ガラス清掃（定期清掃）の清掃作業方法はどのように行われているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 雑配管：実施せず、汚水槽：なし、空調設備等：施設設備保守管理業務で清掃を義務付けています。 ・ レストラン内の清掃は、レストラン運営者が実施します。 ・ 庭園管理の仕様書は、別紙のとおりです。 ・ 御指摘のとおり。 ・ 可能と考えます。ただし、作業箇所や騒音、臭気等に配慮する必要があります。 ・ 1日当たり90L袋で数袋から10袋未満です。現在袋は、清掃委託業者が準備しています。 ・ 1、2階は内外、3階は内のみ洗浄水吹き付け後、ゴムヘラ拭き処理しています。 |

| | |
|--|---|
| <p>8 庭園管理の仕様をお教え下さい。</p> | <p>○ 庭園管理の仕様書は、別紙のとおりです。</p> |
| <p>9 現在の日常清掃員の配置人数、時間、配置日数（曜日等）をお教え下さい。 また、現在の人員で資料5の業務を行えているのかお教え下さい。</p> | <p>○ 配置人員：1名体制 時間：午前7時30分から午後5時まで 配置日数：休館日を除く毎日</p> |
| <p>10 資料4「平成18年度施設維持管理業務（委託業務）」の「全般（維持管理の各業務）」について、かなり詳細な仕様が提示されており、提案の余地があまりないようだが、この資料は今回の公民チャレンジ提案制度における仕様なのか。 もしくは「翌日日誌を府に提出する」等の文言から判断するに、平成19年度以前に行った委託業務の入札に際しての仕様で、あくまで参考資料という理解でよいのか。</p> | <p>○ 現在、体育館が委託している仕様であり、館の管理を適切に行うため、現行水準の維持をお願いします。</p> |
| <p>11 差し支えない範囲で、委託業務にかかる人件費をお教え下さい。</p> | <p>○ 委託事業者が人件費として支出されている額については、承知していません。</p> |
| <p>12 再委託について、指定管理者が契約を行う場合、随意契約ができるのでしょうか？</p> | <p>○ 契約方法は、貴団体の手続に従って締結していただいで結構です。</p> |
| <p>13 修繕について、修繕費が多くなり当初予算をオーバーするようなことが生じた場合、どのようになるのでしょうか？</p> | <p>○ 募集要項P9の（7）リスク管理、責任分担の表中に修繕費として、当初3,000千円を指定管理経費に算入する旨を記載しています。それを上回る修繕経費が必要な場合、府と協議の上、必要金額を予算の範囲内で増額します。</p> |
| <p>14 募集要項3ページ中「救援物資備蓄施設」とあるが、災害時その他どのような対処が必要になるのか。</p> | <p>○ 大規模災害発生時に、競技場及び敷地等について備蓄施設として利用することになりますので、その利用に協力、支援</p> |

| | |
|---|--|
| | をしていただくこととなります。 |
| 15 募集要項9ページ「地域・住民からの苦情対応、地域・自治体との協調」とあるが、現行具体的な活動事例としてはどんなものがあるか。 | ○ 館は、住居専用地域にあり、特に東側と南側については、道路を挟んで住宅地に面しています。そのため、日頃から騒音の防止や利用車両の出入り等に注意していただくなど、地域住民の皆さんの住環境の保持に努めていただく必要があります。 なお、基準書のP11⑦宣伝、広報業務ウー（ア）に記載のとおり、自治会長さんを通じ、大規模行事、各種大会等の開催について事前にお知らせを行うことなど、体育館の運営状況について定期的に住民の皆さんにお知らせ下さい。 |
| 16 業務基準書3ページ上「教員免許（保健体育）やスポーツプログラマー等スポーツ活動に関する専門的な知識及び怪我等に対する応急処置についての知識を有する職員」の具体的な基準は？ 資格がなくても同水準であると認められればよいのか。 | ○ 教員免許や（財）日本体育協会の公認資格などを想定していますが、その他に、体育施設等の運営において、スポーツ教室の指導など概ね5年以上の実務経験等を有し、トレーニングの進め方や怪我等の応急措置を含めた安全管理についての知識、技能があると認められる者であれば構いません。 なお、提案者は、提出書類の様式4の「運営体制表」の「運営体制一覧表」に体育施設の管理経験の有無と併せ、資格の名称や実務経験年数等の経歴を記載のうえ提出をお願いします。 |
| 17 基準書資料①3ページについて、保険の契約内容は現行と同等の者であれば問題ないか。 | ○ 基準書・資料3に保険加入状況を示していますので、同等以上のものであれば構いません。 |
| 18 募集要項4ページ下「京都府体育施設協会」の業務内容が知りたい。 | ○ 「体育施設協会」については、基準書・参考資料7の規約及び事業計画を参照下さい。 |

府立体育館・公民チャレンジ提案に係る質問及び回答

2 施設の使用許可・スポーツ振興事業関係

| 質 問 | 回 答 |
|---|--|
| <p>1 「スポーツを楽しむ日」等、第1競技場を使用する振興事業につきましては、平成20年度の年間利用調整上日程が、ある程度決定しているのではないかと思います。どうなのでしょう。</p> | <p>○ 平成20年度の年間調整は、現在の使用条件を前提に館として使用できない日（休館日、館主催事業日の毎月第2土日等）を明記し、11月中旬から募集を開始する予定です。したがって、平成20年1月下旬頃には休館日や館主催事業以外の土日等の日程については、使用日の設定がほぼ決まっている予定です。</p> |
| <p>2 提案業務基準書の5ページ③受付業務について、平成20年度の年間利用調整は京都府が実施とあるが、平成18年度の実績詳細は教えていただけるのでしょうか。</p> <p>また、平成21年度以降仮使用申請等の日程変更は可能でしょうか。</p> <p>部分使用の抽選業務は必要なのでしょうか。申し込み先着順では不都合があるのでしょうか。</p> <p>今後「公共施設案内予約システム」の利用促進を実施するにあたり課題となるのではないのでしょうか。</p> | <p>○ 館の使用について公平、公正に行う観点から、管理規定（基準書・参考資料3）「第5条・事前調整」に基づき、年間調整及び部分使用の抽選を行っていただく必要があります。</p> <p>また、利用調整等の変更については、公共施設案内予約システムの利用を前提に指定管理候補者と協議事項になります。</p> <p>なお、システムの利用促進に係る改善提案については、協議に応じます。</p> <p>加えて、システム稼働に必要なパソコン等については、指定管理者の負担で準備いただく必要がありますので、必要経費として計上をお願いします。</p> <p>（平成18年度に実施した19年度の利用調整件数）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮使用申請団体数 56団体 ・仮使用申請件数 349件 <ul style="list-style-type: none"> うち使用仮決定（希望どおり） 257件 （調整したもの） 61件 断ったもの、申請を取り下げたもの 31件 |
| <p>3 施設の無料開放事業は、過去に前例はあるのでしょうか。もしあれば、どういった内容でしょうか。</p> | <p>○ 「京都府立体育館20年のあゆみ」（平成3年度作成・冊子）によると、広くスポーツへの理解と関心を高める「体育</p> |

| | |
|---|--|
| | <p>の日」事業として、平成3年10月10日の午前と午後各2時間「府民スポーツフェスティバル」として、無料で各種スポーツが楽しめるコーナー、ニュースポーツのコーナー、健康増進のコーナーで自由に活動していただく場を提供したことがあります。</p> |
| <p>4 現在、体育館で実施されておられるスポーツ振興事業は提案者で引き続き継続をなさいとのことですが、スポーツ振興課としての事業は施設等を変更、もしくは内容の検討等により継続をされるのでしょうか。(スポーツ振興課は存続するのか)</p> | <p>○ 指定管理者に移行する場合、現在、直営でスポーツ振興を担っている組織(スポーツ振興課)は廃止されます。したがって、基準書に記載のスポーツ振興業務全般を指定管理者が担っていただくこととなりますので、施設等を変更して府が業務を継続することは考えていません。</p> |
| <p>5 スポーツ振興事業の収支計画について、会場使用料(体育館使用料)はどのような扱いにすればよいでしょうか? 具体的には、収支計画に施設使用料を計上するのでしょうか?</p> | <p>○ スポーツ振興事業等を実施する場合など、指定管理者自身を使用する場合、施設使用料を経費として計上する必要はありません。</p> |
| <p>6 小学生以下が参加できる教室は月に1回の開催と少ないように思いますが、何か規制があるのでしょうか。</p> | <p>○ 利用規制はありません。</p> |
| <p>7 年齢制限がある教室事業は、保護者同伴であっても参加できないのでしょうか。</p> | <p>○ 参加をお断りをしています。</p> |
| <p>8 利用料金の減免について、25%、50%、60%減額の全体利用料金におけるそれぞれのシェアは教えてください。</p> | <p>○ 平成18年度の減免件数、減免金額は次のとおりです。 (50%) 約170件 2,000千円 (25%) 約20件 300千円 計 約190件 2,300千円 競技場の使用料収入は、約30,000千円ですので、50%減免が約7%、25%減免が約1%となっています。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>9 トレーニング室の機器入れ替えの場合、現在使用中の機器撤去費用等は提案者負担となるのでしょうか。</p> | <p>(基本的考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の機器が既に耐用年数を超過しているなど、現状維持の確保ができない場合は京都府（指定管理料で負担）が、現状の機能を超える機器を導入し機能強化を図る場合は提案者（独自負担）の負担を基本とします。 <p>(質問への回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> どの機器をどの程度入れ替えるのか協議が必要ですが、提案者が独自負担で機器を設置するために必要な既存機器の撤去費用及び原状回復費用については、撤去した機器を体育館器具庫内で保管することを前提に、提案者の負担として、必要経費に計上してください。 <p>なお、指定管理料で購入した備品の所有権は、京都府に帰属します。</p> |
| <p>10 トレーニング室に空調設備設置をする場合、設置工事等は平成20年4月以降になるのでしょうか。</p> | <p>○ 京都府が設置又は改修が必要と判断した場合、府の負担で設置工事を行います。</p> |

府立体育館・公民チャレンジ提案に係る質問及び回答

3 経費算定関係

| 質 問 | 回 答 | | | | | | | | |
|--|---|--------------|----------|---------|---------|--------|---------|---|----------|
| <p>1 募集要項7ページ記載の人件費について人員構成の詳細をお教え下さい。 ※ 資料6における施設管理業務・保守管理業務・清掃管理業務の業務委託費には、仕様書にてご指定の人員が含まれていますか？（含まれているとすると、最低賃金を下回りますがいかがでしょうか）</p> | <p>○ 基準書P2「5 管理運営体制」を御参照下さい。</p> | | | | | | | | |
| <p>2 公民チャレンジ提案募集要項の7ページ表内の（注）2間接部門の人件費平成19年度¥23,165千の詳細を教えてください。</p> | <table border="0"> <tr> <td>（内訳）間接部門の人件費</td> <td>12,351千円</td> </tr> <tr> <td> パソコン等経費</td> <td>1,144千円</td> </tr> <tr> <td> 退職給付費用</td> <td>9,670千円</td> </tr> <tr> <td> 計</td> <td>23,165千円</td> </tr> </table> | （内訳）間接部門の人件費 | 12,351千円 | パソコン等経費 | 1,144千円 | 退職給付費用 | 9,670千円 | 計 | 23,165千円 |
| （内訳）間接部門の人件費 | 12,351千円 | | | | | | | | |
| パソコン等経費 | 1,144千円 | | | | | | | | |
| 退職給付費用 | 9,670千円 | | | | | | | | |
| 計 | 23,165千円 | | | | | | | | |
| <p>3 また、表中の人件費¥154,146千と合算した金額177,311千が人件費総合計になるのでしょうか。</p> | <p>○ 人件費総額の考え方は、そのとおりです。</p> | | | | | | | | |
| <p>4 募集要項7ページ記載の人件費について内訳及び人員構成をご教授ください。</p> | <p>○ 基準書P2「5 管理運営体制」を御参照下さい。</p> | | | | | | | | |
| <p>5 現在雇用されている府職員の継続雇用の必要性について、ご教授ください。</p> | <p>○ 指定管理者に移行する場合は、府職員は他部署への配置転換が行われますので、継続雇用の必要はありません。 なお、非常勤嘱託職員については、そのノウハウを活用するため指定管理者として雇用を希望される場合は、本人の希望によります。</p> | | | | | | | | |
| <p>6 募集要項の6ページ②指定管理料の留意事項にある、モニタリング費用とは、具体的にはどのようなことか、</p> | <p>○ 指定管理者制度に移行した場合、指定管理者の管理の状況等について、定期報告書等をもとに分析・評価する作業や指</p> | | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|---|--|----------|-------|----------|---------|---|---------|
| <p>またどのように算出されたのか。</p> | <p>定管理者との協議等を担当する職員の業務が発生します。その評価する委員会の開催費用や職員の人件費をモニタリング経費として算出しています。</p> <p>(内訳)</p> <table data-bbox="1205 309 1747 421"> <tr> <td>・委員会開催費用</td> <td>219千円</td> </tr> <tr> <td>・関係職員人件費</td> <td>1,779千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,998千円</td> </tr> </table> | ・委員会開催費用 | 219千円 | ・関係職員人件費 | 1,779千円 | 計 | 1,998千円 |
| ・委員会開催費用 | 219千円 | | | | | | |
| ・関係職員人件費 | 1,779千円 | | | | | | |
| 計 | 1,998千円 | | | | | | |
| <p>7 現在の会館スタッフの勤務体制表及びシフト表を教えてください。</p> | <p>○ 別紙のとおりです。</p> | | | | | | |
| <p>8 指定管理者での運営が決定した場合、指定管理料の支払い方法はどのようなのでしょうか。また、支払い方法に希望等がある場合調整をしていただけるのかどうか。</p> | <p>○ 指定管理候補者からの資金計画を協議し、資金を必要とする四半期程度毎の適切な時期に指定管理料を支払う予定です。</p> | | | | | | |
| <p>9 指定管理者が管理した場合、指定管理料の支払時期は、いつ頃でしょうか？</p> | | | | | | | |

府立体育館・公民チャレンジ提案に係る質問及び回答

4 事務所等関係

| 質 問 | 回 答 |
|--|--|
| 1 事務所スペースは、全て使用させていただけるのでしょうか。 | ○ 使用していただけます。 |
| 2 事務所内の備品で、使用できるものを教えていただきたい。 | ○ 現在の職員に貸与されているパソコン、プリンターは撤去しますが、その他のものは継続して使用いただく予定です。 ただし、次のリース物品等については、継続使用を前提に必要額を経費に計上してください。 ○コピー（リコー製imagioMPC3500SPF）1台 ・契約期間 平成18年12月1日から 平成23年11月30日まで ・月額 27,300円 ○内線電話及び館内連絡用PHS電話1式（日本電気Aspire電子釦電話 他） ・契約期間 平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで（単年度契約） ・月額 63,000円 |
| 3 現在、使用されている事務室の机、ロッカー及び電話機等の備品類について、管理が指定管理者となった場合、それらは指定管理者に貸与（無償）していただけるのでしょうか？ | ○ 備品類は、原則無償貸与する予定です。 ただし、職員に貸与されているパソコン、プリンターを除きます。 |
| 4 現状の電話回線の本数、又、引き続き使用させていただけるのでしょうか。 | ○ 電話回線及びFAX（2回線）は、現状と変更ありません。 なお、職員パソコン用に利用しているNTT接続回線（1回線）の取扱いについては、協議いたします。 |

| | |
|---|---|
| <p>5 平成15年度～平成18年度の水光熱費の詳細を月別に教えていただきたい。</p> | <p>○ 平成18年度の月別の使用料は、別紙のとおりです。 なお、各年度の光熱水費の決算額は、 平成15年度 22,021千円 平成16年度 21,397千円 平成17年度 20,212千円 となっています。</p> |
| <p>6 現行の食堂、売店の年間売上金額を教えてください。(平成15年～平成18年)</p> | <p>○ それぞれの店舗の売上げについては、把握していません。</p> |
| <p>7 行政財産の目的外使用許可計画書作成にあたり、飲食物や物品の販売で体育館内スペースの確保、屋外スペースの有効利用等の提案は可能でしょうか。</p> | <p>○ 提案があれば、「行政財産である土地、建物を使用させる場合の取り扱いの基準について」(昭和39年9月3日企画管理部長・依命通達)に照らし合わせ、館を利用する者のため、食堂、売店その他の厚生施設を設置する場合について、可否を検討することになります。 なお、通達内容は、別紙のとおりです。</p> |

府立体育館・公民チャレンジ提案に係る質問及び回答

5 引継関係

| 質 問 | 回 答 |
|---|---------------------------------|
| 1 仮に指定管理者となった場合、現行の職員の方々との引き継ぎ期間はどのようにお考えか。 | ○ 1月上旬には、指定管理候補者として個別協議を行う予定です。 |
| 2 運営体制や、受付状況、諸課題等の情報開示は、知事による指定管理者の選定後、即開示はできないのか。議会での決議後なのか。 | |

府立体育館・公民チャレンジ提案に係る質問及び回答

6 申請書等関係

| 質 問 | 回 答 |
|--|---------------------------|
| <p>1 申請様式2-3-1と申請様式2-3-2の違いは、スポーツに関する事業は現在実施しておられ継続的に提案者も実施するもの、新規に実施するものを問わず様式2-3-1に記入、スポーツ以外の事業は様式2-3-2と考えればよろしいでしょうか。</p> | <p>○ 御指摘のとおりです。</p> |
| <p>2 様式2-1「事業計画書」について、図表、図面等を挿入する場合にA3横版を折り込んで綴ることは可能か。または指定様式の枠内に収めなければいけないか。</p> | <p>○ 折り込んでいただければ結構です。</p> |

府立体育館・公民チャレンジ提案に係る質問及び回答

7 その他

| 質 問 | 回 答 |
|--|---|
| <p>1 「指定管理者制度」が開始されて、約3年が経過し、全国的にみましても未だ民間企業の参入は少ない状況の中、この制度自体の評価が確定されていない状況です。 「京都府立体育館」が、なぜ指定管理者制度ではなく、上記制度での提案になったのか。</p> | <p>○ 府立体育館におきましては、府のスポーツ振興の拠点として、昭和46年の開館以来、府の直営で運営してまいりました。 一方、各種の体育施設が指定管理者制度を活用して民間企業等の皆様により円滑に運営されている状況にあり、また、スポーツ関連業界やNPO等の伸長・充実により、多様なスポーツ関係サービスが提供されるようになっていきます。 こうした状況を踏まえて、府立体育館が担ってきましたスポーツ振興機能について、公民の双方で創意と工夫を競い合い、どちらがより効果的・効率的に実施でき、府民サービスの向上が図れるかを具体的かつ客観的に検討するため、公民チャレンジ提案制度を実施することとしました。</p> |
| <p>2 今後、このような制度が継続して行われていくのか。</p> | <p>○ 公民チャレンジ提案制度は、公の施設に限定した制度ではなく、府の事務事業全般を対象にしていますので、府民サービスの向上に向けて、公民の創意と工夫を競い合うことがふさわしい事業があれば、実施を検討していきたいと考えています。</p> |
| <p>3 「指定管理者制度」について、今後どのようにお考えなのでしょうか。</p> | <p>○ 京都府におきましては、より効果的・効率的に公の施設を運営するため、30施設について指定管理者制度を導入し、民間企業等の皆様に管理運営をお願いしているところです。</p> |

制度導入後、約1年間を経過し、経費の縮減や利用時間の延長等の府民サービスの向上が図られているところですが、制度導入による効果や課題を検証し、より効果的な制度として運用していきたいと考えています。